

社会福祉法人千成会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千成会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び当法人の委員会に出席する外部委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には職務及び業務内容並びに勤務形態に応じた報酬等を支給するものであり、その地位のみに基づいた報酬等は支給しない。

(役員等の報酬額)

第3条 役員等に対する報酬は以下のとおりとする。

(1) 理事長 月額 500,000 円

(2) 会計責任者としての職務にあたる副理事長 月額 300,000 円

(3) (1)及び(2)を除く役員等が理事会、評議員会等の会議への出席又は当法人の業務のために出勤した場合 日額 12,000 円

(4) 苦情解決のための第三者委員及び入退所検討委員会外部委員が法人及び事業所の業務に従事した場合 日額 3,000 円

2 役員等には賞与の支給は行わないものとし、法人の職員を兼務する役員等については、本条の規定による報酬は支給しないものとする。

(報酬の支払時期)

第4条 第3条第1項の(1)及び(2)に定める報酬は、当月21日から翌月20日までを支給計算期間とし、翌月末日に支払うものとする。ただし、支払日が休日に当たる場合にはその前日に支払う。

2 第3条第1項の(3)及び(4)に定める報酬は、会議や委員会等の業務に従事した日に支払うものである。

(出張に係る費用)

第5条 役員等が法人業務のため出張する場合には、当法人の旅費規程に準じて旅費等（交通費、宿泊料）を支給するものとする。

2 前項の旅費等は、出張の終了後に支払うものであるが、必要により事前に旅費等の概算額を支払うものとする。この場合、出張終了後すみやかに精算しなければならない。

(費用弁済)

第6条 役員等が当法人の業務に携わったときに支出した通信費や雑費等の諸経費はその使途が明記された領収書等をもって実費を支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものである。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行うものである。

附 則

1. この規程は平成29年6月15日から施行する。
2. この規程は、平成30年6月21日から施行し、平成30年4月1日より適用する。
3. この規程は、令和元年6月20日から施行する。